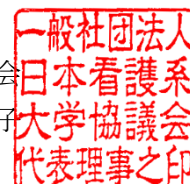


厚生労働省医政局  
医政局長 森光 敬子 様

一般社団法人 日本看護系大学協議会  
代表理事 堀内 成子



## 要望書

日頃より看護学教育について多大なご理解とご支援をいただき感謝申し上げます。

一般社団法人日本看護系大学協議会（JANPU）は、看護学教育を実施している全国すべての大学（312 学士課程）が会員校となっています。本協議会の目的は、看護学高等教育機関相互の連携と協力によって、看護学教育の充実・発展及び学術研究の水準の向上を図り、もって人々の健康と福祉へ貢献することです。

さて、看護学教育モデル・コア・カリキュラム令和6年度改訂版（以下、「看護学教育コアカリ」という。）は公表され、JANPU は調査研究の成果として「看護学教育コアカリ原案」を提出して貢献してきました。「看護学教育コアカリ」において看護師の資質・能力が構造化され、臨地実習前時点及び卒業時点に到達すべき資質・能力が明示され、各看護系大学は「看護学教育コアカリ」に基づくカリキュラム改正を開始いたしました。これは、各看護学生が卒業時点において求められる資質・能力の獲得を支援するものであり、看護学教育の質を保証するものです。コンピテンシー基盤型カリキュラムへの転換に伴い必要となるものは、各学生の資質・能力の到達度を客観的に評価する標準化された評価システムです。

また、看護学教育において臨地実習は非常に重要な教育場面であり、看護実践能力を向上させるために重要です。看護師資格を有しない看護学生は、法律上看護行為を実施することができませんが、違法性阻却の判断に基づく諸条件を満たして、看護行為が実践できるように調整してきました。しかし、実施状況を確認した調査（臨地実習に関するアンケート調査【A 調査】報告書、2023, JANPU, <https://doi.org/10.32283/rep.86d7cf34>）では、療養上の世話を該当する看護技術の提供も十分ではなく、診療の補助に該当する技術はほとんど実施されていないことが判明しました。

医学、歯学においては、医師法及び歯科医師法が改正され、第17条の2に「大学において医学（歯学）を専攻する学生であって、共用試験に合格したものは、…中略…当該大学が行う臨床実習において、医師（歯科医師）の指導監督の下に、…中略…医業（歯科医業）ができる。」と示されました。共用試験に合格することが条件であり、医学及び歯学では共用試験（Computer Based Testing : CBT、Objective Structured Clinical Examination : OSCE）による評価が既に開始されました。

看護学においては、各学生の資質・能力の到達度を客観的に評価するための標準化された仕組みとして、JANPU が CBT 実証事業を継続し、コンピテンシーに基づく CBT 問題作成支援システムを既に開発し、2028 年度から JANPU-CBT を事業化する予定です。看護系大学を対象としますが、看護専門学校に対しても門戸は開くことを予定しています。また、OSCE についても実現に向けて検討中です。

以上の準備状況から、次の事項について格別のご理解とご高配を賜りますようお願いいたします。

### 要望事項

看護学生が臨地実習において看護行為を実施できるよう、医師法・歯科医師法第17条の改正と同様に、保健師助産師看護師法の改正に関する検討の開始

## 要望事項の説明

### 看護学生が臨地実習において看護行為を実施できるよう、医師法・歯科医師法第 17 条の改正と同様に、保健師助産師看護師法の改正に関する検討の開始

JANPU は調査研究の成果として「看護学教育コアカリ原案」を提出して貢献してきました。「看護学教育コアカリ」は、看護学教育の質を保証することを目的とし、看護師のコンピテンシー【資質・能力】として、第 1 階層（11 の基本的資質・能力）から第 4 階層（756 の資質・能力）に構造化されました。さらに、第 4 階層の資質・能力ごとに「卒業時点」「各領域実習前時点」における到達度が、Miller のピラミッド（Does, Shows how, Knows how, Knows の 4 段階）に基づき明示されました。

各看護系大学は、「看護学教育コアカリ」に基づき、各大学の学位授与の方針（ディプロマポリシー：DP）と 11 の基本的資質・能力を照合し、第 2 階層の目標を手掛かりに科目（コンテンツ）と第 4 階層（756 の資質・能力）を融合させ、コンピテンシー基盤型教育を目指してカリキュラム改正を開始しています。各看護系大学は学生が卒業時に到達すべき資質・能力を明示し、各学生による資質・能力の獲得を支援し、看護学教育の質を保証することを目指しています。そのためには、各学生の資質・能力の到達度を客観的に評価する標準化された評価システムが必要になります。

また、看護学教育において臨地実習は非常に重要であり、看護学生に臨地実習の機会を保障し、看護実践能力を向上させること、その実践能力を大学として保証することが重要になります。そのため、JANPU では「看護学教育コアカリ」【資質・能力】に基づいた CBT 問題作成支援システムを既に開発し、実用化に向けた JANPU-CBT 実証事業を推進してきました。現在、文部科学省の委託事業「テーマ A：学士課程における看護学実習の充実のための調査研究」として、「事業 1：参加型臨地実習実現に向けた課題の調査とモデルの開発」及び「事業 2：資質・能力の到達度に基づく臨地実習前後の CBT・OSCE を活用したコンピテンシー評価」を実施しています。2027 年度には全看護学士課程を対象として CBT 実証事業を行い、2028 年度からは JANPU-CBT の事業として本格実施する予定です。OSCE についてもガイドブックを作成し、評価の方法論を検討している段階です。

これらの事業は、看護系大学卒業時の教育の質を国民に対して保証するものです。これらの事業をまずは会員校である看護系大学を対象に開始しますが、看護専門学校が受験することを拒むものではなく、門戸は開いており、今後においては全国展開が可能です。

さらに、各看護学領域別実習前時点において、学生の資質・能力を保証することは参加型臨地実習の実現を促進し、臨地実習において指導者の監督の下で看護行為を実施することは、卒業時点の看護実践能力の向上を意味し、卒業後の臨床場面におけるリアリティショックを回避でき、離職者の減少につながるものと考えます。

準備状況をご理解いただき、保健師助産師看護師法の改正の検討の開始をお願い申し上げます。

以上